

議案第76号

勝山市下水道条例及び勝山市水道事業給水条例の一部改正について

勝山市下水道条例及び勝山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月25日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

災害その他非常の場合において、市長が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者等が排水設備等及び給水装置に関する工事を行うことができるよう所要の改正を行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市下水道条例及び勝山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(勝山市下水道条例の一部改正)

第1条 勝山市下水道条例(昭和57年勝山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「規程で定める軽微な工事」を「次の各号に掲げる工事」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 規程で定める軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、市長がその他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。)の指定を受けた者に排水設備等の工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

第15条第2項第4号中「(昭和27年法律第292号)」を削る。

(勝山市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 勝山市水道事業給水条例(平成10年勝山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。